

貨物概要

ペンテト酸5ナトリウム塩

分類

関税率表第 2922.49 号（統計番号 2922.49-090）のその他のアミノ酸の塩（INN対象品目）

分類理由

ペンテト酸はカルボキシル基とアミノ基を有しているため、酸素官能のアミノ化合物のうちアミノ酸として第 2922.49 号に分類されます。その5ナトリウム塩は、第 2922.49 号のうちその他のものとして、上記のとおり分類されます。

ペンテト酸は医薬の有効成分としてWTO譲許表附属書（医薬品関係）の付表 A に、ナトリウム塩は付表 に掲げられているもので、接頭語及び接尾語（ナトリウム塩）には乗数（5）を組み合わせてもよいことから、INN対象品目となります。

INN : 医薬品の国際一般名（International Nonproprietary Names）

付表 A : 指定を受けた医薬品の有効成分

付表 : INNを有する有効成分の塩、エステル又は水和物を表わすための接頭語及び接尾語

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第4条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）